

第五十一号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二都市開発部の表六十四の項を次のように改める。

六十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査		名称及び額		許可申請のとき
開発行為許可申請手数料	1 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積に応じ次に掲げる額	イ ○・一ヘクタール未満のもの	一万三千円
	ロ ○・一ヘクタール以上	○・三ヘクタール未満のもの		三万九千円

ハ	〇・三ヘクタール以上	
もの	〇・六ヘクタール未満の	
ニ	〇・六ヘクタール以上	七万六千円
一	ヘクタール未満のもの	十四万九千円
ホ	一ヘクタール以上三ヘ	
クタール未満のもの	二十二万五千円	
ヘ	三ヘクタール以上六ヘ	
クタール未満のもの	三十万五千円	
ト	六ヘクタール以上十ヘ	
クタール未満のもの	三十七万円	
チ	十ヘクタール以上のも	
の		四十九万七千円

2																
主として住宅以外の建築																
物で自己の業務の用に供す																
るものの建築又は自己の業																
務の用に供する特定工作物																
の建設の用に供する目的で																
行う開発行為の場合開発																
区域の面積に応じ次に掲げ																
る額																
イ ○ ・ 一ヘクタール未満																
のもの																
ロ ○ ・ 一ヘクタール以上																
二万円																
○ ・ 三ヘクタール未満の																
もの																
ハ ○ ・ 三ヘクタール以上																
五万円																
○ ・ 六ヘクタール未満の																
もの																
十一万三千円																

ニ	ホ	ヘ	ト	チ	イ	その他	の面積に 応じ次に 掲げる額	の面積に 応じ次に 掲げる額	の面積に 応じ次に 掲げる額
〇・六ヘクタール以上	一ヘクタール以上三ヘ	三ヘクタール以上六ヘ	六ヘクタール以上十ヘ	十ヘクタール以上のも	〇・一ヘクタール未満	七十九万五千円	七十九万五千円	七十九万五千円	七十九万五千円

[illegible]

七十の三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成	七十の二 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定に基づく証明書の交付	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料 1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土	証明書の交付手数料 一通につき 九百円	許可申請のとき	交付申請のとき
--	---	---	------------------------------------	----------------	----------------

別表第二都市開発部の表六十五の項中「百万四千円」を「百八万千円」に改め、同項ア中「イ」を「ロ」に改め、同項アを同項イとし、同項イを同項ロとし、同項ウを同項ハとし、同表七十の項中「用紙一枚」を「一通」に改め、同項の次に次のように加える。

	クタール未満のもの 八十万八千円 チ 十ヘクタール以上のもの の 百八万千円	
--	---	--

等又は同法第三十条第一項の
規定に基づく特定盛土等若し
くは土石の堆積に関する工事
の許可の申請に対する審査

え、 一万平方メートル以内	ホ 五千平方メートルを超	八 万九千円	え、 五千平方メートル以内	ニ 二千平方メートルを超	五 万四千円	もの	ハ 二千平方メートルを超え、	三 万四千円	のもの	え、 千平方メートル以内	ロ 五百平方メートルを超	二 万円	イ 五百平方メートル以内	に掲げる額	を する土地の面積に 応じ次
------------------	-----------------	-----------	------------------	-----------------	-----------	----	-------------------	-----------	-----	-----------------	-----------------	---------	-----------------	-------	----------------------

[illegible]

え る も の	五十万三千円	2 土 石 の 堆 積 を 行 う 場 合	土 石 の 堆 積 を す る 土 地 の 面	積 に 応 じ 次 に 掲 げ る 額	イ 五 百 平 方 メ ー ト ル 以 内	の も の	ロ 五 百 平 方 メ ー ト ル を 超	え 、 千 平 方 メ ー ト ル 以 内	の も の	ハ 千 平 方 メ ー ト ル を 超 え、	二 千 平 方 メ ー ト ル 以 内	の も の	ニ 二 千 平 方 メ ー ト ル を 超	三 万 五 千 円	え 、 五 千 平 方 メ ー ト ル 以	内 の も の
------------------	--------	---	--	--	---	-------------	---	---	-------------	--	--	-------------	---	-----------------------	---	------------------

え、 十 万 平 方 メ ー ト ル 以	リ 七 万 平 方 メ ー ト ル を 超	十六 万 三 千 円	内 の も の	チ 四 万 平 方 メ ー ト ル を 超	十三 万 四 千 円	内 の も の	ト 二 万 平 方 メ ー ト ル を 超	十二 万 千 円	内 の も の	へ 一 万 平 方 メ ー ト ル を 超	六 万 六 千 円	内 の も の	ホ 五 千 平 方 メ ー ト ル を 超	五 万 四 千 円

	七十の四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成等又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査
内のも の 又 十 万 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の 二 十 九 万 二 千 円	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料 1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合変更許可申請を一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が五十三万三千円を超えるときは、その手数料の額は、五十三万三千円とする。 イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の
	変更許可申請のとき

変更（ロのみに該当する
場合を除く。）について
は、切土又は盛土をする
土地の面積（ロに規定す
る変更を伴う場合にあつ
ては変更前の切土又は盛
土をする土地の面積、切
土又は盛土をする土地の
縮小を伴う場合にあつて
は縮小後の切土又は盛土
をする土地の面積）に応
じ前項に規定する額に十
分の一を乗じて得た額
ロ
新たな土地の切土又は
盛土をする土地への編入
に係る宅地造成又は特定
盛土等に関する工事の設
計の変更については、新
たに編入される切土又は

盛土をする土地の面積に
 応じ前項に規定する額
 ハ、その他の変更について
 は、一万五千円
 2 土石の堆積を行う場合
 変更許可申請一件につき、
 次に掲げる額を合算した額。
 ただし、その額が二十九万
 二千円を超えるときは、そ
 の手数料の額は、二十九万
 二千円とする。
 イ 土石の堆積に関する工
 事の設計の変更（ロのみ
 に該当する場合を除く。）
 については、土石の堆積
 をする土地の面積（ロに
 規定する変更を伴う場合
 にあつては変更前の土石
 の堆積をする土地の面積、

七十の五宅造成及び特定盛 土等規制法施行規則（昭和三十 七年建設省令第三号）第八	
証明書の交付手数料 一通につき 九百円	土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積に 前項に規定する額に十分の一を乗じて得た額 ロ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に 応じ前項に規定する額 ハ その他の変更については、 は、一万五千円
交付申請の とき	

十八条の規定に基づく証明書の交付	七十の六 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）第五条第三項に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料 一通につき 七百円	交付申請のとき
------------------	--	----------------------------------	---------

付 則

この条例は、令和六年七月三十一日から施行する。

（説明）

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の改正に伴い、宅地造成等に関する工事の許可申請に係る事務手数料を新設するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。